

別表

対象福祉施設及び福祉サービス等一覧

(1) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）規定する以下の福祉施設
及び福祉サービス

①第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、居宅介護支援

②第8条の2に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援

(2) 障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）に規定する以下の福祉施設
及び福祉サービス

①第5条に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、相談支援

②第5条及び地域生活支援事業実施要綱に定める移動支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業、日中一時支援事業